

ノバリー一人親方特別加入団体 事務処理規約

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条

この規約（以下本規約という）は母体団体である企業発展支援協会東京（以下「協会」という）の定款第4条第6項の規定により協会が労災法第35条に基づき、建設業一人親方特別加入団体「ノバリー一人親方労災保険組合」（以下「組合」という）の事務処理規約を定め、組合とその組合員の責任を定める。

第 2 章 年間計画

(年間計画)

第 2 条

本規約第3条第1号および第2号の事務を行うため、定時総会において年間計画および予算計画を定めることとする。

第 3 章 一人親方特別加入の事務

(事務処理の委託)

第 3 条

組合が組合員のため行う労災保険事務は、組合員が労災保険上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする

2 組合員は、組合に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労災保険事務の一切の処理を委託する。

(組合員)

第 4 条

組合団体規約第5条の各項に該当する者で一人親方特別加入の申請を経たものとする

② 組合員として一人親方特別加入の申請を経るためには、本規約の第5条および各条項により、直接申込みまたはインターネット・FAX（FAXで申し込んだ場合は必ずその原本を速やかに、組合に提出しなければならない）および郵送等で申込みなければならない。この場合、記載虚偽、重要な事項に記載漏れがなく、申込書に間違いがないか組合が電話等で確認を行い、なお且つ組合が労働保険料・組合事務委託費（以下労災保険料等という）を指定した口座に着金確認出来た場合（着金しても加入しようとする者に不備がある等振込人が誰であったかが特定できない事情があり確認できない場合は、振込者が特定できるまで組合員として扱わず労災

保険特別加入申請は行わない。またその間、加入しようとする者に労働災害があったとしても、組合は一切の責任を負わない) に、組合員として登録する。

ただし、組合員として登録されるだけでは労災保険特別加入（以下特別加入という）の効力は発生しない。本規約第5条④項により、組合が管轄の労働基準監督署（以下監督署という）に特別加入に関する申請書等を届け出て、監督署が受理した翌日より効力は発生する。

（加入の手続き）

第5条 一人親方特別加入を希望する者は下記の書類を提出しなければならない。

一人親方特別加入申込書（給付基礎日額18000円以上を希望する場合は所得を証する書類・誓約書・念書・確認書・マイナンバーが記された書面（労災給付請求で必要となった場合）

- ② 第1項に定める書類に添えて労災保険料等納入して申し込みを行うものとする。
- ③ 分割払を希望する者は口座振替にて保険料を納入するものとする。
- ④ 組合員の資格取得は組合が所轄の監督署に關係書類を提出し監督署が申請書等を受理した翌日から有効となる。

（組合員の義務）

第6条 組合員の一人親方等の特別加入について変更が生じたときは7日以内に組合へ届け出ること。

（イ）一人親方等の身分が変わったとき。

- ① 加入申込書に記載された内容（氏名・屋号・携帯電話番号・住所・業務内容又は作業内容等）に変更があったとき
- ② 常態として100日以上労働者を雇い入れたとき

（ロ）給付基礎日額を変更するとき。ただし11条（イ）以外の期間内以外の変更は認めない。

（組合員の脱退手続）

第7条 組合員が脱退を希望するときは脱退届（様式4号）を組合に提出しなければならない。これを受け組合が監督署に關係書類を提出し受理された場合、特別加入者の地位は消滅する。

- ② 脱退の申し出をした日より前に遡っての脱退は出来ない。

（特定業務健康診断で不承認を受けた場合の取り扱い）

第8条

監督署が指定した特定業務の健康診断で不承認を受けた場合、その特定業務の部分

においては労災保険の適用はない。この事由により組合員が脱退の申し出をした場合でも労災保険料は該当月まで徴収し、不該当となった保険料は本人の口座に振り込み手数料を除き返還する。

- ② 監督署が指定した期日までに特定業務における健康診断を受けずに不承認になった場合は加入月にさかのぼり組合員としての地位は取り消される。この場合の労災保険料は該当月まで徴収し、不該当となった保険料は本人の口座に振り込み手数料を除き返還する。

第 4 章 事務処理の方法

(給付基礎日額等の報告)

第 9 条 組合員は次の事項について組合が指定した期間内に報告しなければならない。

(イ) 次年度に希望する給付基礎日額

組合員は、給付基礎日額変更の希望がある場合は、年度末（国の会計年度）近くに組合が指定する期間内までに給付基礎日額変更の報告を厳守しなければならない。期限内に報告がなかった場合は、本年度と同額の給付基礎日額を次年度の給付基礎日額とする。期限が過ぎた場合の報告は、給付基礎日額の変更は出来ない。

(ロ) 事業又は業務、作業内容に変更がある場合はその内容

(ハ) 組合が必要とする事項

(労災保険料等の納入に関する事項)

第 10 条 組合は、加入しようとする者から第 5 条に定める書類の提出を受けたときは、労働保険料納入通知書により通知する。

- ② 前項の規定による通知を受けた組合員は、当該納入すべき労災保険料等を組合の指定する期日までに指定する銀行口座に納入しなければならない。
- ③ 組合は前項の規定による労働保険料等の納入を受けた場合には、労働保険料等を納付簿にその金額・受領年月日を記載しなければならない。
- ④ 組合は同条第 2 項の規定による労災保険料の納入を受けた場合には、法定の納付期限内に政府に対して労災保険料の申告及び納付を行わなければならない。

(領収証書の交付)

第 11 条 組合は、前条第 2 項の規定により労災保険料等の納入を受けたときは、領収証書をすみやかに発行し、労災保険料等徴収及び納付簿に所定の事項を記載しなければならない。

ただし、銀行口座に振り込まれた保険料については、銀行の発行する振込票（控）をこれに代えることが出来る。

（組合の責任）

第12条 組合は組合員の労災保険料の納入及びその納付等については全責任を負うものとする。

第 5 章 会 計

（経費勘定）

第13条 組合は、組合員より年額0円（前納制）の組合事務委託費を徴収（建設業界経済状況を鑑み当分の間これを徴収しない）し、これを経費に充当するため経費勘定をもうける。

（労災保険料勘定）

第14条 組合は、組合員より納入された労災保険料の収支を表すため労災保険料勘定をもうける。

（目的外使用の禁止）

第15条 組合は、労災保険料の納入を受けた金額をその目的以外に使用してはならない。

（銀行に預金口座の設定）

第16条 組合は、組合員から労災保険料等その他の徴収金の納入を受けた場合、納付後ただちに支出するときの他は三菱東京UFJ銀行日本橋中央支店に普通預金口座であるノバリ一人親方労災保険組合 組合長 口座番号0068915を設け預託しなければならない。

（会計年度）

第17条 第13条経費勘定の会計年度は組合事業年度（毎年4月1日より翌年3月31日まで）とする。

（会計監査）

第18条 会計は毎年1回又は随時に組合の監事の監査を受けるものとする。

（会計報告）

第19条 会計は毎年1回組合の総会等の議決機関において労災保険料等の徴収、納付状況、会計状況を報告するものとする。

附則

第1条 （規約等の変更・改廃）

本規約及び付属する規定の変更・改廃は総会の承認を得て行う。

第2条 （施行期日）

本規約の施行期日は、平成22年4月1日から施行する。

本規約は、平成24年12月25日から改変する。

本規約は、平成27年10月15日から改変する。